

令和4年度第2回 城陽市地域公共交通会議

議題（3）

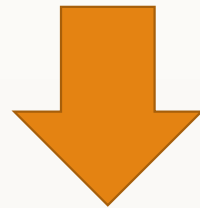
青谷方面乗合タクシーの運賃改定に
ついて（協議事項）



(3) - 1. 運賃改定の内容

青谷方面乗合タクシー

現行運賃：大人150円、小人80円
(城陽さんさんバスに合わせることとしている)



負担の公平化を図るため、
同様の運賃改定を実施することとし、
大人200円、小人100円の均一運賃とする。
(運行開始当初より協議運賃)

(3) - 1. 運賃改定の内容

改定後の運賃表

利用者区分		運賃	
		改定後	現行
大人（中学生以上）		200円	150円
小人（小学生）		100円	80円
幼児（1歳以上の未就学児童）	大人等と同伴（2人まで）	無料	無料
	3人目以降	100円	80円
乳児（1歳未満）		無料	無料
身体障害者手帳等保持者		100円	80円
小人または3人目以降の幼児で身体障害者手帳等保持者		50円	40円

(3) - 1. 運賃改定の内容

改定の実施日

令和5年4月1日（土）
（4月4日（火）運行分から適用）

協議が調い次第、運行事業者から近畿運輸局に届出予定

(3) - 2. 事業費の試算

年間委託料：約200万円

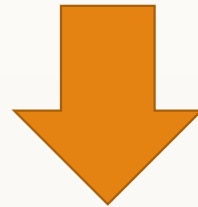
委託料の算出：メーター料金＋回送料金－運賃収入

運賃	1人当たり平均運賃収入	年間の運賃収入見込み額
150円	138.27円	260,567円
200円	184.36円	347,423円
	差額→	86,856円

(3) - 3. 運行継続判断基準の緩和

青谷方面乗合タクシー

現在の基準：11月～翌年10月の1便あたり平均利用者数が
3.0人を超えた場合に翌年度の運行を継続する

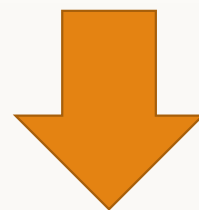


運賃改定により利用頻度が減少するなど、利用者数の減少が見込まれることから、現在3.0人としている判断基準を1便あたり平均利用者数2.5人とする。

(3) - 3. 運行継続判断基準の緩和

【令和6年度運行分】（判断期間：令和4年11月～5年10月）

期間	R4.11～R5.3（5か月）	R5.4～R5.10（7か月）
運賃	150円	200円
基準	3.0人	2.5人



令和6年度分に限り平均を取って2.7人とする。

【令和7年度以降運行分】

運賃改定後の利用状況を見ながら改めて検討する。